

第33回 青森県環境審議会

日時：令和元年12月23日（月）

午後1時30分～午後2時16分

場所：青森国際ホテル3階「孔雀の間」

（司会）

本日は、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。私は本日の司会を務めさせていただきます県環境政策課課長代理の石岡と申します。よろしくお願いいたします。

開催に先立ちまして、本日の配付資料について確認をさせていただきます。お手元の一覧と合わせて御確認をお願いします。

まず、本日の次第、環境審議会委員名簿、席図を配付しております。

続きまして、報告案件（1）の資料として、資料1 令和元年版青森県環境白書概要版、続いて、報告案件（2）の資料として、資料2-1 第6次青森県環境計画の策定について、資料2-2 第6次青森県環境計画素案を事前に送付しております。資料は以上です。

会議資料について不足等はありませんでしょうか。

それでは、ただ今から第33回青森県環境審議会を開催いたします。

開会にあたりまして、環境生活部長の三浦から御挨拶を申し上げます。

（三浦部長）

環境生活部長の三浦でございます。委員の皆様には日頃から大変お世話になっております。また、年末のお忙しいところ、本日は環境審議会に御出席をいただきまして、ありがとうございました。

日頃から皆様には、環境行政のみならず県政各般にわたりまして御理解、御協力をいただいていることにつきまして、改めてお礼申し上げます。

本日の審議会では、先ほど資料の説明がありましたが、「環境白書」の御説明をした上で、今年度改定の作業を行っております「青森県環境計画の素案」について御説明申し上げます。

委員の皆様には、忌憚のない御意見をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

（司会）

続きまして、本日の会議の成立につきまして御報告申し上げます。

会議の成立は、青森県附属機関に関する条例により、委員の半数以上の出席が必要となっております。本日は阿部委員、鮎川委員、鈴木委員、橋本礼子委員、長谷河委員が都合により欠席しておりますが、全委員数31名中26名に御出席をいただいておりますので、会議

が成立しておりますことを御報告申し上げます。

次に、本日の議事について御連絡いたします。

今回の審議会の開催通知では、「水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定（案）」の諮問を記載しておりましたが、こちらの案件は、次回の第34回環境審議会で諮問させていただくこととなりましたので、御了承ください。

それでは議事に入ります。審議会の運営につきましては、青森県附属機関に関する条例に基づき、会長が議長となって会議を進めることとなっておりますので、これからの議事進行につきましては、藤会長にお願いいたします。

藤会長、よろしくお願いいたします。

(藤会長)

それでは次第に沿って会議を進めさせていただきます。円滑な進行に御協力をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

始めに、議事録署名者を指名させていただきます。今回の署名者は猪股委員と橋本幸雄委員を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の議事は報告案件2件です。まず、報告案件(1)「令和元年版環境白書について」事務局から説明をお願いします。

(環境政策課)

環境政策課長の館と申します。それでは、報告案件(1)の令和元年版青森県環境白書について、御説明いたします。

委員の皆様には、環境白書が完成した11月上旬に本体をお送りさせていただきました。その後、今回の審議会資料として、概要版をお送りしております。本日は概要版にて御説明させていただきます。

それでは、資料1、令和元年版青森県環境白書概要版を御覧ください。表紙の裏側、一番上の四角で囲んだところを御覧ください。令和元年版環境白書は、県の環境基本条例に基づき、平成30年度における本県の環境の状況及び環境施策の概要について取りまとめたものです。

次に、目次を御覧ください。

概要版は、ローマ数字のⅠで「本県の環境の状況」について、ローマ数字のⅡで「本県の環境施策の概要、重点施策関係」について取りまとめております。

それでは、1ページを御覧ください。水環境について御説明いたします。

公共用水域、具体には、河川、湖沼及び海域の水質の調査結果について記載しております。

一つ目の黒丸、カドミウム、鉛など人の健康の保護に関する環境基準、いわゆる健康項目につきましては、46河川、5湖沼、3海域において調査を実施し、砒素を除き全地点で環境基準を達成しております。砒素につきましては、昨年までと同様に、むつ市正津川で環境基準が非達成となっております。その要因は砒素を含む温泉の湧出に由来する自然的要因

と考えられております。

なお、環境基準とは、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準となっております。

次の黒丸を御覧ください。生活環境の保全に関する環境基準のうち、有機性汚濁、これは汚れの度合いを表すものですが、その代表的指標でありますBOD・CODについては、環境基準の水域類型指定が行われている、87水域中83水域で環境基準を達成しており、達成率は95%となっております。

全体としましては95%となっておりますが、数値の低いものとして、湖沼で達成率は33%となっております。水域類型指定されている湖沼は3つありまして、十和田湖、小川原湖、浅瀬石川ダム貯水池となっております。平成29年度は下の図にありますとおり、すべて環境基準以下でしたので0%でしたが、平成30年度につきましては、浅瀬石川ダム貯水池が環境基準を達成したので3分の1ということで、達成率は33%となっております。

なお、十和田湖につきましては、類型がAAと最も厳しい基準が設定されていることもありまして、環境基準達成までは至っていない状況です。

次に2ページを御覧ください。大気環境について御説明いたします。

県では、常時監視測定局19局において、自動測定機による大気汚染状況を監視しております。

二つ目の黒丸を御覧ください。測定結果ですが、記載されております二酸化硫黄等については、全地点で環境基準を達成しております。

一方で、三つ目の黒丸を御覧ください。

微小粒子状物質、PM_{2.5}につきましては、五所川原市の観測地点で環境基準非達成という状況がありました。その要因は主にアジア大陸からの越境汚染等広域的な影響のほか、稲わら焼却等による影響の可能性が考えられます。

なお、五所川原市では、平成30年度、有効観測日360日に対しまして、9日間環境基準を超えたということで、非達成となっております。ちなみに、7日以下ですと環境基準達成という状況でした。

次に、四つ目の黒丸、光化学オキシダントにつきましては、依然として全国同様、環境基準非達成でした。これは、昼間の1時間値の最大値が基準である0.06ppmを超えているという状況でございます。

その要因といたしましては、主に成層圏オゾンの沈降によるものと考えられておりますが、最近の研究報告ではアジア大陸からの越境汚染の影響も考えられているところです。

続きまして、3ページを御覧ください。

一般廃棄物の排出量等の最新データは平成29年度となっております。

一つ目の黒丸、ごみの総排出量は、平成28年度と比較して約1.3%の減少となっております。

二つ目の黒丸、県民1人1日当たりのごみ排出量は1,002gと、目標値の980gま

で、あと22gに迫っている状況にあります。

三つ目の黒丸、リサイクル率については、15.0%となっておりますが、リサイクル率に関しては、その下の囲みの三つ目を御覧ください。

県が独自に調査した民間回収分を含めましたリサイクル率は30.7%となっております。官民合わせた全体のリサイクル率は向上している状況にあります。

続きまして4ページを御覧ください。

平成30年度の産業廃棄物の不法投棄等の発見件数は62件で、前年度と比較しまして22件減少、平成26年度と比較すると半減している状況となっております。

このうち、当該年度のうちに解決した件数は62件中30件で、解決率は48.4%となっております。なお、解決とは、不法投棄された廃棄物が原因者等によりすべて撤去された状況を指します。

続きまして5ページを御覧ください。

一つ目の黒丸、2016年度（平成28年度）の本県の温室効果ガス排出量は、前年度と比較しまして0.9%増加となっております。

一方でこれは、基準年度と比較しますと、4.5%の減少となっております。

二つ目の黒丸、県民1人当たりの温室効果ガス排出量は、全国の1.17倍となっております。要因としましては、本県の場合は、積雪寒冷地ということで、暖房用の電気や灯油の使用が多いためと考えられております。

次に、6ページを御覧ください。

6ページからは、本県の環境施策の概要、重点施策関係ということで、平成30年度の施策の実施状況を記載しております。それぞれ、重点事業等を立案しまして実施しておりますが、説明は省略させていただきます。

報告案件（1）についての説明は以上です。

（藤会長）

ありがとうございます。

ただ今の説明につきまして、御質問、御意見等はございませんでしょうか。

（佐藤(巧)委員）

今ふと気がつきました。3ページ図2の1人1日当たりのごみ排出量ですが、青森県と全国を比較しますと結構差がありますが、その要因は何でしょうか。青森県はごみが多いのでしょうか。素朴な疑問です。よろしくお願いいたします。

（環境政策課）

全国と比較すると、本県は紙類、雑紙の回収率が低い状況です。

また、廃プラスチックにつきましてもリサイクル率が低いという状況で、そのようなこと

が全国との差になっているものと思われ、特定のごみが多いというわけではないと思っております。

(藤会長)

他にいかがでしょうか。

(鎌田委員)

廃棄物の不法投棄等発見件数は1件当たり定められた量を超えるものが計上されているということによろしいでしょうか。

(環境政策課)

1件当たり10トン以上の不法投棄の件数です。

(鎌田委員)

山に行くと小規模な不法投棄がたくさんあります。啓発活動になると思いますが、小規模のものを減らしていく、そういうことにもっと取り組んでいてもらいたいと思います。コメントとなりますが。

(環境保全課)

先ほどの説明について補足しますが、4ページの図4の件数は10トン未満も含む、県が把握している全件数です。国には10トン以上のものを報告していますが、図の件数は県が把握しているもの全てとなります。

啓発につきましては、委員御指摘のとおりで重要であると認識しております。現在も取り組んでいるところですが、今後も引き続き力を入れて取り組んで参ります。

(鎌田委員)

ありがとうございます。よろしく願いいたします。

(藤会長)

今委員どうぞ。

(今委員)

今の御質問に関連しますが、資料では解決率が48.4%となっていますが、解決というのはどのような状態になったものと呼んでいるのかお伺いしたいと思います。

(環境保全課)

現場から廃棄物を完全に撤去し廃棄物が適正に処分されたこと、全てきれいにした状態をもって解決したこととしております。

(今委員)

もう1点お伺いします。いろいろな活動に参加していると、陸奥湾のごみ、マイクロプラスチックごみなどが話題になるのですが、1ページの水環境にその内容も含まれているのでしょうか。

(環境保全課)

水環境の調査の中では、健康項目の有害物質と生活環境項目の有機性汚濁物質を調査しておりまして、ごみを分析しているわけではありません。よって、環境基準の達成状況を御説明する形となっております。

(環境政策課)

海岸漂着物のごみ関係としましては、委員御承知とは存じますが、国の補助金を活用いたしまして、撤去活動をしておりますことを御報告いたします。

(藤会長)

よろしいでしょうか。海岸漂着ごみ対策につきましては、環境白書の72ページに掲載されております。

他によろしいでしょうか。

私から1点御質問させていただきます。

概要版の構成として、2の大気環境が白書本編では80ページ、3の一般廃棄物の排出量等が白書本編では66ページで白書本編と掲載順序が逆転しているのですが、何か理由はあるのでしょうか。

(環境政策課)

概要版は、水環境の次に大気環境を続けて説明したいということで、このような並びとしております。

(藤会長)

他はよろしいでしょうか。

他に意見がないようですので、これで質疑は終わらせていただきます。

続きまして、報告案件(2)に入りたいと思います。第6次青森県環境計画の策定について事務局から御説明をお願いします。

(環境政策課)

それでは、報告案件(2)の第6次青森県環境計画の策定について御説明いたします。

資料2-1を用いて御説明いたします。

まず、1ページ、1の(1)「環境計画とは」を御覧ください。

環境計画は、青森県環境の保全及び創造に関する基本条例第10条第1項の規定に基づきまして、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、知事が定める計画となっております。平成10年5月に最初の計画を策定しております。

現行の第5次計画が今年度で計画期間満了となることから、令和2年度を初年度とする第6次計画を年度内に策定することとしております。

次に(2)を御覧ください。

環境計画で定める事項は、条例第10条第2項の規定において、次の①から④のとおりとなっております。

次に(3)の策定手続きですが、

条例第10条第3項の規定において、環境計画を定めようとするときは、青森県環境審議会の意見を聴かなければならないとされております。本日の審議会にてまずは報告をさせていただきます、次回の審議会で諮問させていただきたいと考えております。

続いて、2のこれまでの検討経緯についてでございます。

(1)のこれまでの検討経過については表を御覧ください。

まず、昨年度は1月から2月にかけて県民等意識調査を実施しております。3月から4月にかけて現行計画である第5次環境計画に係る取組状況等の点検を実施しました。具体的には、計画で掲げるモニタリング指標の推移や施策の取組状況につきましては、県庁内の各課において、自己点検を行いました。

表の上から3つ目、4月26日には、県庁内の検討組織としまして、庁内連絡会議を設置し、また、5月31日には、学識経験者等で構成する有識者会議も設置し、策定方針の検討を行っております。

以降、7月からは骨子案の検討、10月からは素案の検討を行っております。

さらに、11月29日からは、環境計画の素案につきまして、パブリック・コメントを開始しております。また、併せて市町村にも意見照会を行っていますが、現時点では、意見等は寄せられていない状況となっております。

次に、12月23日、本日ですが、第33回環境審議会にて素案について御報告を申し上げます。

今後の予定といたしましては、年明け2月14日の環境審議会において計画案を諮問し、御審議いただいた上で、答申をいただきたいと思いますと考えております。

また、3月には計画を策定したいと考えております。

続いて、2ページを御覧ください。

(2)は、第6次環境計画の策定検討有識者会議の委員名簿でございます。

この会議には、本審議会からは、八戸工業大学の鈴木委員、弘前大学大学院の阿部委員、そして審議会の藤会長に御参画いただいております。有識者会議は、先ほど御説明したとおり、3回開催しております。

次に、3、第6次青森県環境計画素案の概要について御説明いたします。

(1) 計画期間は、令和2年度から令和5年度までの4年間としております。

今の計画と同じ4年としておりますが、その理由は、これまで同様に、環境行政を取り巻く情勢の変化等に的確に対応し、必要な施策や取組をタイムリーに行うため4年間としているものです。

次に、(2) 主な内容については、県基本計画の環境分野におけるめざす姿の実現に取り組むため、2030年のめざす姿や重点的に取り組む視点等を掲げるとともに、現行計画の取組結果を踏まえまして、6つの政策を柱とする26の施策を設定しております。

また、計画を着実に推進していくために、毎年度、政策・施策の取組状況を取りまとめて県のホームページで公表するとともに、PDCAサイクルの考え方を取り入れまして、取組状況を点検・評価し、本審議会に御報告することとしております。

次に、現行の第5次計画との主な変更点についてですが、①としまして、環境を取り巻く世界や国の動きを反映したこと。

具体的には、持続可能な開発目標、SDGsの考え方を取り入れまして、各施策とSDGsの17の目標との関係を明記しております。

また、世界的なプラスチックごみ問題を背景とする国のプラスチック資源循環戦略や食品ロス削減法の公布等を踏まえた施策を明記しています。

②としまして、「環境指標」を分かりやすく整理しております。

具体的には、「目標設定指標」、これは、目標値を設定する指標となりますが37の指標を設定しております。また、「モニタリング指標」、これは、現状や経年推移を観測する指標ですが27の指標を設定し、それぞれ掲載しております。

5ページから7ページを御覧いただきたいのですが、別紙3としまして、目標設定指標を掲載しております。

そして、8ページから9ページに別紙4としまして、モニタリング指標を掲載しております。

なお、6ページの表の中に、「新」と記載しているところがありますが、次期計画で新たに設定した指標です。6ページの一番上、施策3の廃棄物の適正処理の推進のところですが、3-3-1と3-3-2の左側に、それぞれ「新」という文字が記載されております。これらが、新たに設定した指標となっており、全部で10あります。

それでは、3ページに戻っていただきます。

3ページは、一番上のタイトルにあるとおり、県環境計画と県基本計画及び環境関係計画等の体系図となっております。

右側の上から2番目の四角を御覧ください。

「青森県環境計画」は、環境分野の基本計画として位置づけており、その上位計画には、「青森県基本計画・選ばれる青森への挑戦」があります。環境計画の下には、環境関係の個別計画等があります。それぞれ、整合性を図り、策定しております。

また、環境計画の左側を御覧いただきますと、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律が記載されております。環境計画は、この法律の第8条に規定する都道府県の行動計画としても位置づけられております。

次に、4ページを御覧ください。

4ページは、2030年のめざす姿と政策・施策の体系等となっております。

1の2030年のめざす姿(1)から(3)は、県の基本計画と同様となっております。

次に、2の政策・施策の体系につきましては、現行の第5次計画を基本としつつ、県の基本計画との整合性を図った上で、一部文言の修正をしております。

次に、資料2-2の第6次青森県環境計画の素案になります。

今回皆様には、資料の2-2として、素案をお示ししております。詳細の説明は省略させていただきますが、第6次計画では、より分かりやすいものにするため、コラムやSDGsのアイコン等を記載しております。また、参考までに76・77ページをお開きいただきたいのですが、ここでは、政策・施策の具体的展開とSDGsとの関係を一覧表にするなどして、SDGsとの関係を明確にしております。

まとめになりますが、次回の2月の審議会までに、本日の皆様からの御意見・御提言、そして、現在実施しているパブリック・コメントや市町村の御意見等を踏まえまして、今回お示ししている「素案」を修正いたします。

また、現行の第5次計画同様に資料編を加えます。

具体的には、昨年度実施しました県民・事業者アンケート調査の概要や、第5次環境計画の取組状況等の点検結果を加えまして、第6次環境計画の案を最終的に作成したいと考えております。

繰り返しになりますが、2月に予定している次回の環境審議会にて、諮問させていただきたいと考えておりますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

報告案件(2)の説明は以上です。

(藤会長)

ありがとうございます。

ただ今の説明につきまして御質問、御意見等はございませんでしょうか。

(関下委員)

資料2-2の最後に見た76・77ページ、そこからつながっていく環境指標を拝見して思ったのですが、これは全て数値化されないと見えてきませんよね。こういう審議会などで報告されないと達成されたかどうか分からないものだけが掲載されています。

ですから、一般県民に知ってもらうために何かしら目に見える指標というものを盛り込んだ方がいいのではないかと感じました。計画策定の趣旨にも関わってくるのかもしれませんが、我々の生活の中で見える目標がないのが気になっていまして、計画の中に盛り込むのか、県民に取り組んでいただくときにその部分を取り入れていくのかという視点が必要になってくるのかなと思いました。

新幹線の中で思いついたのですが、指標の中に星空を入れた方がいいのではないかと思います。環境省では「光害」に長い間取り組んでいて、数値化しています。これは目に見える指標になりますので、東日本大震災以降、節電が進んで大分空が暗くなって星空が見えるようになりましたが、それも1、2年後に終わってしまって、今、どんどん青森県内星空が見えなくなってきています。八甲田山の上でも青森市の明かりの影響で北の空の星が見えないのです。焼山の辺りでも十和田市の明かりの影響で東の空は星が全く見えません。青森県内では天の川がくっきりと見える場所がほとんど残っていないくらい明るくなってきていて、東日本大震災以降、一旦暗くなったのですが、今では以前にも増してますます明るくなってきている。これはエネルギーの消費であるとか、排気の問題があると思いますが、目に見えるものがないと県民は動きづらいと思うので、「天の川が見える青森県でありたい」など具体的な夢みたいなのがどこかに1行でも書き込んでいただければ、大分印象が変わると思います。

(藤会長)

ありがとうございます。

指標に関しては難しい課題がございまして、特にSDGsの場合、世界共通目標になっているので、例えば、欧米、日本も含めた先進国とモザンビークや東京都よりも財力や情報収集能力が低い途上国と言われる国々を含めて、国連レベルでは共通の指標が3種類あります。

ティア1 (Tier 1) は全世界の国々が集めることができる指標、ティア2 (Tier 2) は真ん中のもので、できない国もある。ティア3 (Tier 3) は一番難儀な指標でございまして、指標群は273あったはずですが、取ることができないデータ、私の分野ですと教育の4.7 (2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする) ですが、それを具体的に掌握するための指標というのはまだ議論されているところです。

あと残り10年ですが、そういう世界の共通目標を鑑みた、各国が構築すべき指標とそれぞれの自治体とか企業が自分たちがこういうふうにやっていくというような、関下委員がおっしゃったような指標というものを通して、私たちはこの目標に対しては「星空の見える空の数にする」という読み替える力、解釈して、それを地域や組織の指標とする取組もあ

ります。今、そのような取組が少しずつ出てきてまして、特に環境モデル都市等では進んでいるところですよ。

環境計画でそこまでできるかということがありますし、課題は多いのではないかと、私自身今回の計画策定に関わらせていただいて、非常に頭を悩ませたところですよ。けれども、閣下委員の御意見はおっしゃるとおりで、子どもでも分かるような指標というのは非常に大切だと思います。専門家しか分からないような指標であると、結局、専門家の人たちの指標であり、自分たちの指標ではないとなってしまうので、2030年となると、今10歳の子どもが20歳になる。そのときの達成を鑑みたことですので、今10歳の子どもたちが分かるような指標が望ましいと思います。

事務局で補足等があればお願いします。

(閣下委員)

委員の皆様をお願いしたいことがあります。

グーグルアースに夜の街を見ることが出来る機能があります。是非見てください。

青森県は八甲田山の上まで光が入っています。

私は星空を有料でガイドしているときのネタにしていますが、北朝鮮を見てください。真っ暗です。政治であるとかエネルギー事情がはっきりとグーグルアースで分かります。中国の砂漠よりも北朝鮮の方が暗いです。星空とエネルギー事情が直結しているのが指標としてありますので、是非、グーグルアースで夜の青森県を見てください。

(環境政策課)

指標につきましては、資料2-2の78ページ以降に目標設定指標等を掲載しておりますが、客観的に示すデータとしていろいろ工夫して設定しております。委員御提案のとおり、文言の整理等で工夫できないか検討して参りたいと考えております。

(藤議長)

ありがとうございます。他いかがでしょうか。

(川本副会長)

指標にすることはいろいろ難しいところはあると思いますが、例えば、産業政策として街灯のつけ方というところで、採光のLEDの照明で調整がある程度とれますので、上に向かって光らないような照明に替える、産業政策としてそういうものが入ればこの件についてもいいのではないかと思います。

(藤議長)

ありがとうございます。他いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

確認ですが、今回、委員の皆様から御質問いただいたものは、パブリック・コメントと合わせて回答いただければいいのでしょうかけれども、審議会としては次の2月まで回答がないという理解でよろしいでしょうか。

(環境政策課)

本日の御意見とパブリック・コメントでいただいた御意見を踏まえ、修正等を行い、最終的な案を次回の審議会の前に委員の皆様にお示しして、御意見を伺いたいと思っております。

(藤会長)

たまたま第6次計画の策定が令和元年度に重なり、新たな時代の環境計画ということで、有識者会議委員の皆様も頑張りましたけれども、審議会委員の皆様にも積極的に御意見、コメント等をいただければと思います

他になればこれで質疑を終わらせていただきます。よろしいでしょうか。

最後に事務局から連絡事項等がありましたら、お願いします。

(事務局)

環境政策課環境管理グループの後村と申します。事務局から次回審議会について御連絡差し上げます。

今回は、来年2月14日、青森国際ホテルのこちらの部屋で開催することとしておりますので、皆様引き続きよろしくお願い申し上げます。

(藤会長)

以上をもちまして、本日の議事案件につきましては全て終了といたします。議事進行に御協力いただきありがとうございました。マイクを事務局にお戻しいたします。

(司会)

藤会長、委員の皆様、大変ありがとうございました。

それでは閉会にあたりまして環境生活部長の三浦から御挨拶を申し上げます。

(三浦部長)

本日は御意見をいただきまして、大変ありがとうございました。

本日いただきました御意見と、先ほど課長が申し上げましたが、パブリック・コメントでいただいた御意見、これらを踏まえまして、案を修正し、2月の審議会前に皆様にお送りして御意見をいただきたいと思っております。2月の審議会で作案として諮問させていただきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

本日は、大変ありがとうございました。

(司会)

以上を持ちまして第33回青森県環境審議会を閉会いたします。

本日はありがとうございました。